

芳賀町東高橋地区防災計画

写真：昭和61年の水害時の様子



五行川（栄町）



五行川（同左）



大川（大畑）



参考：野元川（西水沼地区）

東高橋防災会

令和6年3月制定

目次

本編

第1章 総論

第1節 基本方針、計画の位置付け及び策定主体

第2節 防災会規約との関連性

第3節 計画の制定、一部改正又は廃止の手続きについて

第2章 各論

第1節 地区の特性

第2節 水害時の避難の方向性

第3節 過去の災害履歴

第4節 予想される災害

第5節 活動内容

資料編

備蓄品一覧

地区防災マップ

臨時避難所運営ガイド

本編

第1章 総論

第1節 基本方針、計画の位置づけ及び策定主体

近年、地球温暖化等の影響により、災害が頻発化及び激甚化している。

災害発生直後は、交通網の寸断、火災の同時多発等により町、消防、警察等の防災機関が十分に対応できない可能性がある。実際に、阪神淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震の際、被災者の救出に当たり活躍したのは、共助を担う地域住民等であった。

災害時においては、自分の身は自分で守る自助はもちろんのこと、地域における自主防災組織、ボランティア等が共に支え助け合う共助が重要である。この認識の下、東高橋防災会規約（以下「規約」という。）第12条の規定により、東高橋防災会（以下「防災会」という。）が、防災会の防災活動について、地区防災計画（以下「計画」という。）を作成するものとする。



第2節 防災会規約との関連性

防災会では、規約を作成し、活動目的、活動内容及び役員について規定している。規約は計画の上位規定として、計画は規約の実施細則として位置付けることとする。

第3節 計画の制定、一部改正又は廃止の手続きについて

次のとおり取り扱うこととする。

	制定	一部改正	廃止
本編	規約第9条による 総会の議決による。	規約第9条による総 会の議決による。	規約第9条による 総会の議決による。
資料編	規約第9条による 総会の議決による。	規約第10条による 役員会の審議による。	規約第9条による 総会の議決による。

第2章 各論

第1節 地区の特性

全体的な地形としては、平坦な田園地帯であり、地区内に五行川及び野元川が流れ、南部で合流している。

両河川の最寄りの水位観測所並びに水位カメラの設置場所は、次のとおり。

	水位観測所	危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ
五行川	両郡橋（八ツ木）	五行橋（上延生）
野元川	監物橋（西水沼）	野元橋（東水沼）

※水位観測所とは

河川を管理する目的で水位を監視する設備で、洪水時は洪水予報や水防活動に用いられる。いずれもインターネット「川の水位情報」又は「芳賀町防災WEB」で確認可能。

※危機管理型水位計とは

洪水時のみの水位観測に特化した水位計。「川の水位情報」で確認可能。

※簡易型河川監視カメラ

5分毎の定点監視を行うな監視カメラ。「川の水位情報」で確認可能。

第2節 水害時の避難の方向性

前中地区及び漆原地区は、東西を両河川で挟まれる地帯のため、水害時は早期の水平避難か、不可能であれば垂直避難を要すると考えられる。

地区全体の水平避難の方向性としては、国道123号線や芳真道路といった比較的大きな道路により移動し、町指定避難所である水橋分館や、令和5年7月現在浸水想定区域の範囲外となっている市貝町赤羽方面に避難することが有効と考えられる。

第3節 過去の災害履歴

(1) 昭和61年茂木水害

五行川が氾濫した箇所がある。

(2) 平成23年東日本大震災

各地で石塀の倒壊や、瓦屋根の崩壊が発生。

(3) 令和元年台風

石塀が倒壊した箇所がある。

(4) 令和2年突風

納屋の倒壊や、倒木があった箇所がある。

第4節 予想される災害

(1) 水害（台風、集中豪雨等）

五行川及び野元川の氾濫、堤防の決壊、各橋りょうの損壊

(2) 地震

家屋等の倒壊、火災、道路やライフラインの寸断

(3) 風害（突風、竜巻等）

家屋等の倒壊

第5節 活動内容

1 災害時の活動の前提

防災会の構成員も身体や生命の危険にさらされたり、被災者となりうる。したがって、構成員の身体や生命の安全を最優先し、それらの安全が確保できる範囲で活動を行うこととする。

2 臨時避難所の開設

会長は、必要に応じて東高橋公民館を臨時避難所として開設する。ただし、東高橋公民館の周辺は芳賀町防災ハザードマップで浸水想定区域となっているため、水害時の開設は慎重に行うものとする。

3 計画に規定する活動内容

規約で班名及び業務概要を規定しているため、計画では業務詳細（太枠内）を規定。災害時は、発災時と復旧時に分けて規定。

4 平常時

班名	平常時の業務	業務詳細
総務班	各班の総括。 芳賀町、その他組織との連携。	同左
情報広報班	防災知識の普及及び啓発	防災に関するチラシ等の回覧
要支援者対応班	避難行動要支援者の最新情報の把握	町からのリストにより、防災訓練で、対象者の安否確認訓練を実施。
資機材整備・避難所班	防災資機材等の整備	新規購入や更新を実施。防災訓練で、既存の資機材の取扱い訓練を実施。
避難誘導班	避難誘導のための経路及び避難場所の確認	地区内の危険箇所の点検、地区防災マップの更新、町等への要望提出

5 災害時

班名	災害時の業務
総務班	各班の総括。 芳賀町、その他組織との連携。
情報広報班	情報の収集及び伝達
要支援者対応班	避難行動要支援者の安否確認情報の収集
資機材整備・避難所班	臨時避難所の開設及び運営。 給食及び給水。

避難誘導班	避難誘導
-------	------

(1) 風水害時の各班の業務詳細

班名	発災時	復旧時
総務班	各班の招集。 芳賀町、その他組織との連携。	同左。
情報広報班	被害情報等の収集、町への報告、地区住民への伝達。	防災会からの給食・給水情報や、町からの情報を伝達。
要支援者対応班	(町から避難情報が発令された場合) 避難行動要支援者の安否確認の実施、情報収集、町への報告。	避難行動要支援者の安否確認の実施、情報収集、町への報告。
資機材整備・避難所班	臨時避難所の開設検討。 臨時避難所の運営。	備蓄品の配布。 臨時避難所の運営。
避難誘導班	(町から避難情報が発令された場合) 避難対象地区の避難誘導。	各班の応援。

(2) 地震時の各班の業務詳細

班名	発災時	復旧時
総務班	各班の招集。 芳賀町、その他組織との連携。	同左。
情報広報班	地震情報や町からの情報等の収集、地区住民への伝達。	防災会からの給食・給水情報や、町からの情報等を伝達。
要支援者対応班	避難行動要支援者の安否確認の実施、情報収集、町への報告。	同左。
資機材整備・避難所班	臨時避難所の開設検討。 臨時避難所の運営。	備蓄品の配布。 臨時避難所の運営。
避難誘導班	(地割れ等危険区域が発生した場合) 避難対象地区の避難誘導。	各班の応援。

東高橋自治会備蓄品一覧

令和5年3月31日現在

番号	品目	単位	単位数	総数	備考
1	屋外対応4人用テント	1 / 張	1	1	
2	屋内用4人用テント	1 / 張	4	4	
3	屋内用3人用テント	1 / 張	3	3	
4	屋内用1人用テント	1 / 張	1	1	
5	非常用蛇口	1 / 台	1	1	消火栓から取水
6	ドローン	1 / 台	1	1	40分稼働
7	LPガス発電機	1 / 台	1	1	HONDA9iGP 出力900VA
8	トランシーバー	1 / 個	8	8	
9	誘導棒	1 / 本	10	10	
10	20ペットボトル水	6 / 箱	3	18	
11	エアーマット	1 / 個	10	10	アイリスオーヤマ
12	間仕切り用段ボール	1 / 枚	20	20	
13	アルミマット	1 / 枚	5	5	
14		/		0	
15		/		0	
16		/		0	
17		/		0	
18		/		0	
19		/		0	
20		/		0	
21		/		0	
22		/		0	
23		/		0	
24		/		0	
25		/		0	

芳賀町自主防災組織 臨時避難所運営ガイド



令和2年9月
芳賀町総務課

目次

1. 臨時避難所について
2. 事前準備
3. 開設準備
4. 運営
5. 臨時避難所の閉鎖

○様式等

様式1 災害時連絡先一覧

様式2 臨時避難所運営資機材台帳

様式3 臨時避難所安全確認チェックシート

様式4 避難者台帳

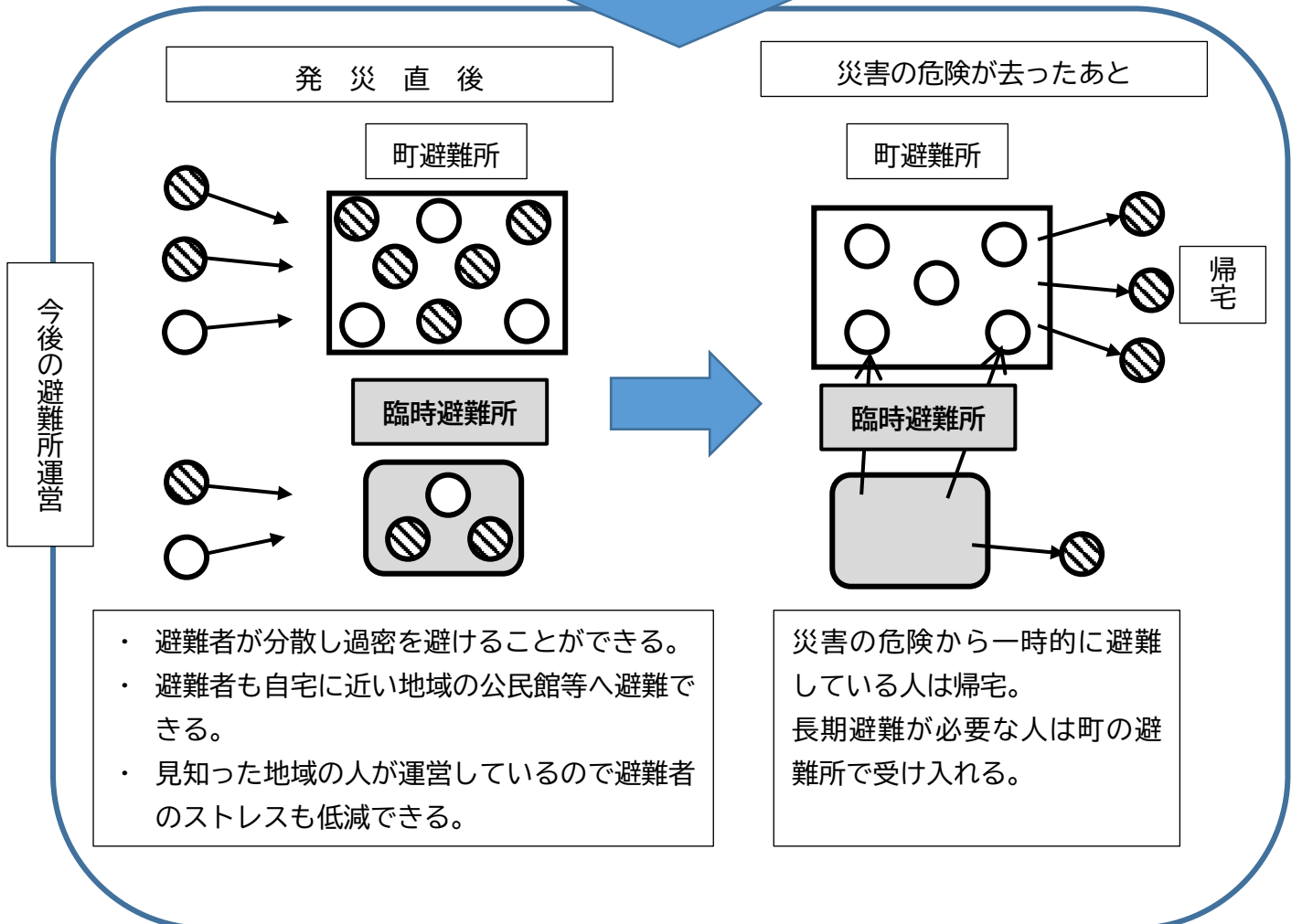
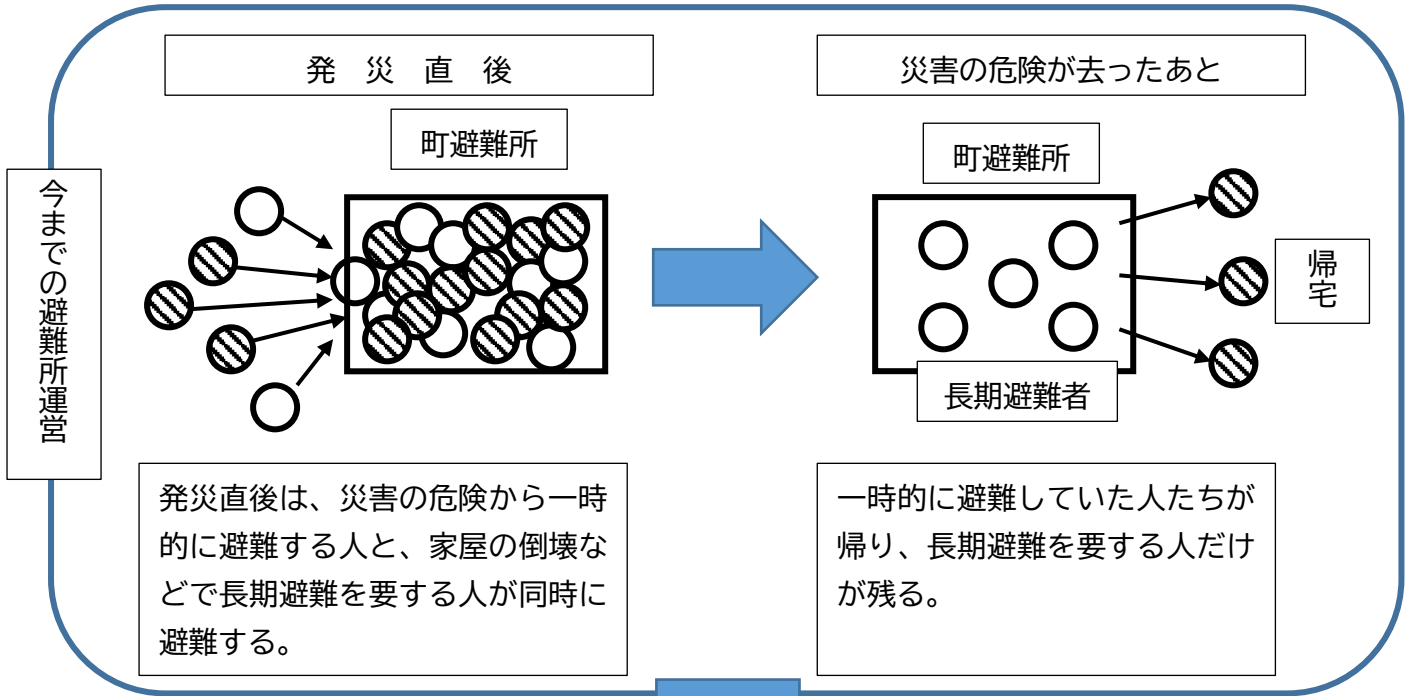
別紙1 臨時避難所レイアウト例

別紙2 体温測定担当マニュアル

別紙3 受付担当者マニュアル

別紙4 簡易問診票

1. 臨時避難所について



2. 事前の準備 ～災害が起こる前に～

2.1. 連絡先リストを作成する

開設・運営に関わる、自主防災組織のリーダーや臨時避難所となる公民館等の管理者などの連絡先の一覧などを作成しておきます。(様式1)

2.2. 避難所運営の担当者を決める

自主防災組織のリーダーは、住民の安否確認など、自主防災組織運営に関する多くの業務を総括するため、臨時避難所運営に常に関わっていただけるわけではありません。

あらかじめ避難所の担当者を決め、担当者が主となって対応できることが理想です。

2.3. 保有している資機材や備蓄品を確認する

日頃から保有している資機材や備蓄品を確認しておき、導入年月日や保管場所を一覧にしてまとめておきます。(様式2)

2.4. 避難所の基本レイアウトを考える

避難所のレイアウト例(別紙1)などを参考に、臨時避難所のレイアウトをあらかじめ考えておきます。

2.5. 用品の点検・訓練を日頃から行う

資機材や備蓄物資は、いざという時に使えるよう、日頃から点検するとともに訓練で実際に使ってみましょう。



3. 開設準備

3.1. 施設点検・解錠

避難所安全確認シート（様式3）を使って建物が安全に利用できるかを確認します。

開設が困難であれば町の避難所への避難を促す。

3.1.1. 設営

予め決めておいた避難所設営レイアウトまたは別紙1のレイアウト例を参考に、受付等を設営します。

3.2. 運営

3.2.1. 受付

- ① 入口で靴を袋に入れさせ、避難者に手指の消毒をさせる。
- ② 非接触型体温計を用いて体温測定をする。
- ③ 簡易問診票を見せ、該当するものを指さしてもらい、体調確認をする。
- ④ 発熱（ 37.5°C 以上）または問診票に書いてある症状がなければ受付に進む。
- ⑤ 避難者管理台帳に避難してきた世帯員全員の情報を記入する。
- ⑥ 避難者台帳（様式4）に避難してきた家族全員の連絡先等を記入してもらう。
- ⑦ 割り振られた居住スペースへ案内する。

※検温で 37.5°C 以上の発熱または問診票に1つでも該当するものがある場合は、町の避難所へ行くよう促し、速やかに町災害対策本部に連絡する。

3.2.2. 健康観察

- ① 避難者は1日2回程度検温を実施し、健康状態を確認する。
- ② 体調不良者やチェックに該当する人が出た場合は、速やかに町災害対策本部へ報告する。

3.2.3. 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 定期的に換気を実施する。
最低でも1時間に1回数分程度、2方向以上の窓を開けて換気する。
- ② 清掃・消毒を実施する。
多くの人がよく触るところ（ドアノブやスイッチなど）やトイレについてはこまめに清掃と消毒を実施する。（参考資料2）

3.2.4. 町災害対策本部との連携

以下の場合、町の災害対策本部へ連絡をお願いします。

- ① 臨時避難所を開設の必要が生じたとき・開設したとき
- ② 37.5℃以上の発熱やせきなどの疑わしい症状がある避難者が出たとき
- ③ 臨時避難所の定数を超過する可能性が高い、または超過したとき
- ④ 臨時避難所の閉鎖を検討するとき、閉鎖したとき
- ⑤ その他災害対策本部へ連絡の必要があると判断したとき

4. 臨時避難所の閉鎖

4.1. 閉鎖

災害の危険が収まると、避難者も自宅に帰り出します。町災害対策本部から臨時避難所の閉鎖依頼の連絡があるか、自主的に臨時避難所の閉鎖を検討します。自宅の被害が大きく、今後自宅での生活が困難で長期の避難が必要な人は、町の避難所で避難生活を送ることになります。

臨時避難所の避難者のうち、長期の避難が必要な避難者について、その人数を町対策本部へ連絡します。

災害時連絡先一覧

様式1

自主防災組織リーダー（自治会長）	氏名 連絡先
同 副リーダー （リーダーと連絡がつかないとき）	氏名 連絡先
臨時避難所担当リーダー	氏名 連絡先
臨時避難所となる施設の管理者 （公民館長など、施設管理の責任者）	氏名 連絡先
施設のカギの所有者 （管理者以外）	氏名 連絡先
	氏名 連絡先
	氏名 連絡先
	氏名 連絡先
	氏名 連絡先
	氏名 連絡先
	氏名 連絡先
	氏名 連絡先
	氏名 連絡先

関係機関連絡先

町災害対策本部	総務課地域安全対策係 677-6029 企画課みらい創生係 677-6012
消防署	#119 芳賀分署 677-0212
警察	#110 真岡警察署 0285-84-0110 駐在所
消防団 部長	氏名 連絡先
民生委員	氏名 連絡先
	氏名 連絡先
女性防火クラブ会長	氏名 連絡先
	氏名 連絡先
	氏名 連絡先
	氏名 連絡先
	氏名 連絡先

☆防災無線再生ダイヤル 0800-800-3799 (放送後30分以内なら放送内容が聞ける)

臨時避難所安全確認チェックシート

様式3

①建物外部や周辺環境に関する確認

隣接する建物が傾き、避難所に倒れ込む危険があるか	ある	ない
周辺で地滑り、崖崩れ、液状化、地盤沈下があったか	ある	ない
建物の基礎が壊れていないか	ある	ない
建物自体が傾いていないか	ある	ない
外壁が落下したり、大きな亀裂が入ったりしていないか	ある	ない
骨組みが壊れたり変形したりしていないか	ある	ない
上記以外に危険性を強く感じる点がないか	ある	ない

②建物内部の確認

床が大きく歪んだり、割れたりしていないか	ある	ない
柱が折れたり、割れたりしていないか	ある	ない
内壁に大きなひび割れがあったり、崩れ落ちたりしていないか	ある	ない
ゆがんで開閉できないドアが複数箇所ないか	ある	ない
天井の落下がないか	ある	ない

※一つでも「ある」に○がある場合は、避難所として運用するのは危険です。
避難者に町の避難所へ避難するよう促してください。

避難所名： _____

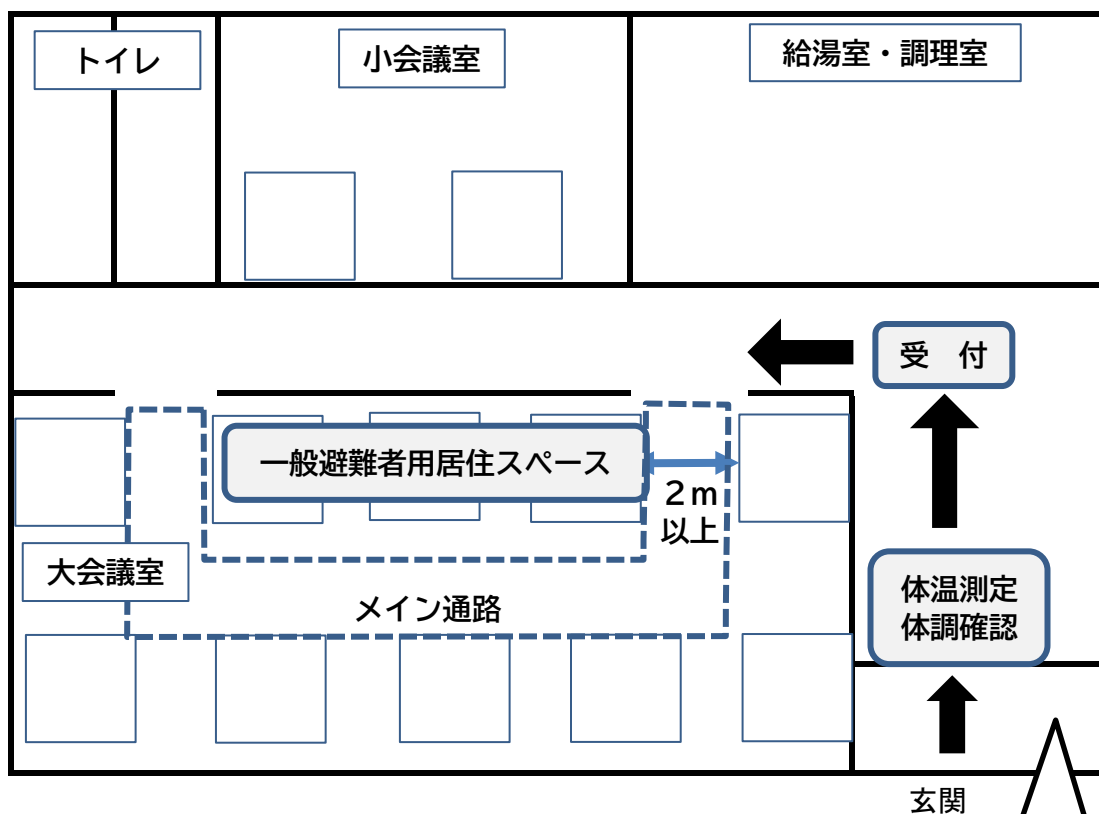
様式4

避難者台帳

						頁	/
No.	氏名	住所	年齢	連絡先（携帯電話等）	入所日	退所日	
1					/	/	
2					/	/	
3					/	/	
4					/	/	
5					/	/	
6					/	/	
7					/	/	
8					/	/	
9					/	/	
10					/	/	
11					/	/	
12					/	/	
13					/	/	
14					/	/	
15					/	/	
16					/	/	
17					/	/	
18					/	/	
19					/	/	
計							

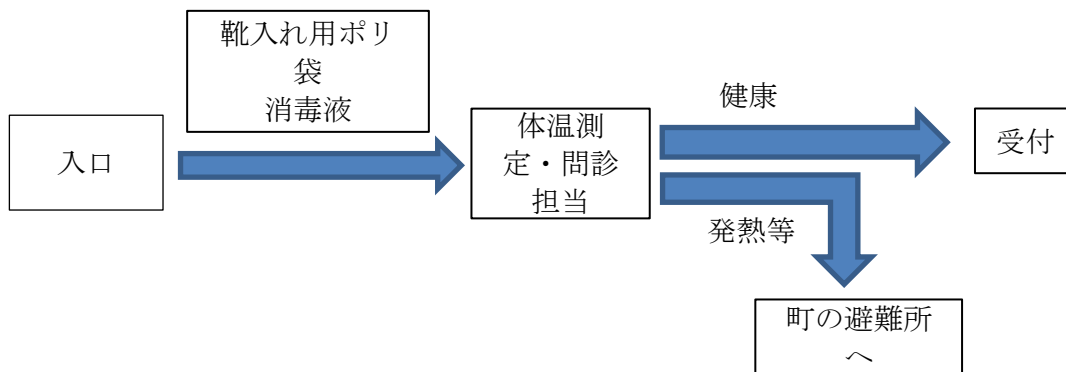
臨時避難所レイアウト例

別紙1



- 体温測定担当：入口付近に置き、体温測定と問診を行う。
- 受付：名簿等を記入。避難者の出入りを確認できる位置がよい。
(避難者が出かけたことに気づかず行方不明騒ぎになるおそれがあるため)
- 居住スペース：
 - 健康な避難者が生活するスペース。パーティションで仕切ったスペースに世帯ごとにスペース相互の間隔を1～2mとる。
- メイン通路：2m幅（車いすが通れるように最低でも1.5m程度）を確保する。

服装	マスク・フェイスシールド・手袋を着用する。	
準備物	靴用ビニール袋・非接触型体温計・マスク・消毒液	
やること	①避難者に、靴の収納と手指の消毒をお願いします。	取り違えを防ぐため、靴は避難者それぞれで管理する。
	②非接触型体温計を使って避難者の体温を測定する。	炎天下の中にいたり、走ってきたなどの理由で一時的に体温が上昇していることもありえるので留意する。
	③簡易問診票を見せ、該当するところに指さしてもらう。	指さしだとしゃべらずに確認ができ、飛沫飛散防止になる。
	④37.5度以上の発熱または問診票に1つでも該当した人に、町の避難所に行くようお願いする。該当しない人は受付へ誘導する。	
	・マスクを着けていない人にはマスクを渡して着用を促す。	持病等で着用できない人もいるので注意。



<p>服装</p>	<p>マスクを着用する。必要に応じてフェイスガード等を着用する。</p>	
<p>準備物</p>	<p>机・筆記具・避難者台帳</p>	
<p>やること</p>	<p>①避難者台帳に避難してきた全員の氏名・連絡先を書いてもらう。</p>	
	<p>③避難スペースへ誘導する。</p>	

簡易問診票

別紙4

以下の項目を確認して当てはまる項目を指してください。

	濃厚接触者で健康観察中である。
	37.5℃以上の発熱がある。
	息苦しさがある。
	味や匂いが感じられない。
	せきが出ている。 (ぜんそく等の持病によるものは除く。)
	いつもより体がだるい感じがある。
	その他体調不良の症状がある。

	上記に該当する症状はない。
--	---------------

トイレをきれいに使っていただき、ありがとうございます!

みんなのトイレ みんなできれいに 気持ちよく

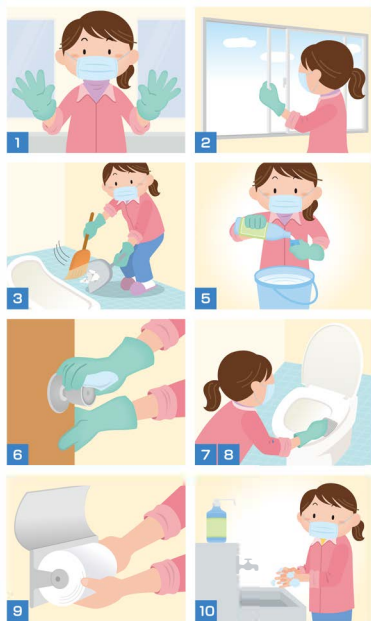


トイレ前には、速乾性アルコール手指消毒薬を設置して、手指衛生を行いましょう。

用意する物 使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

- 1 マスクと使い捨て手袋(ゴム手袋^{※1})を着用する
- 9 トイレのドアを開け、風通しを良くする
- 9 ほうきで床をはく
- 4 汚物の入ったゴミ袋を交換する
- 9 バケツの水で消毒薬(ハイター等)を希釈する。[ハイターの場合はバケツの水1杯(約5ℓ)にキャップ4杯位(約20cc)]
- 9 ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしぼってからふく^{※2}
- 7 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- 8 便器の内側は、消毒薬^{※3}(トイレハイター、ドメスト、サンポールなど原液)をかけ、2~3分後にこすらずに水で流す(汚れには、トイレタワシ等を用いる)
- 9 手袋をはずし、なくなっているトイレトーパーを補充する
- 10 清掃が終わったら、手洗い^{※4}をする



※1 消毒薬の原液やタワシ・ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。

※2 清掃時に使う布や紙は、便器と、その他の清潔部位は分けて使うこと。

※3 塩素系消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、塩酸系消毒薬(サンポール)などがある。

※4 水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。

消毒薬を使う際の注意

1. 有毒ガスが発生するため、酸と塩素系は決して混ぜて使用しないこと。
2. 消毒薬を希釈するペットボトルは専用と明記し、誤って飲むことがないように注意する。

○ 非接触型体温計

受付で体温を測定するときに使います。



②「body」になっていることを確認。
「surface temp」になっているときは「-」ボタンを押して直す。

① 「M」ボタンを押して電源を入れる。

③このボタンを押して測定する。

○エアーマット



付属のポンプは原則使用しない。

(効率が悪く膨らますのにかなり時間がかかってしまうため)



空気注入口

空気注入口にポンプの先を挿入し、ゆっくり空気を入れる。

※強く入れすぎると破裂するおそれあり

○使い終わった後は付属のストローを空気注入口に差した状態で空気を押し出してください。

○パーティション

4枚1組で1セットになっており、2m×2mのスペースが作れます。



接続部分を出入口とする。

中にアルミマットとエアベッドを設置する。

○組合せ方によって世帯の人数に合わせた配置もできます。



3枚 (1m×2m) 1名程度



5枚 (2m×3m) 3名程度